小田原市ファミリー・サポート・センター会則

（名称）

第１条　本会は、小田原市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

（事務局）

第２条　センターは、事務局を神奈川県小田原市南町２丁目１－６０に置く。

（センターの目的）

第３条　センターは、地域において育児の援助又は産前産後家事支援（以下「援助活動」という。）を受けることを希望する者（以下「依頼会員」という。）及び援助活動を行うことを希望する者（以下「支援会員」という。）を会員として組織化し、会員相互による援助活動を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（センターの業務）

第４条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 会員の募集、登録その他会員組織に関する業務

(2) 援助活動の調整、把握等（援助活動中に発生した事故の円滑な解決に向けた会員間の連絡等を含む。）に関する業務

(3) 援助活動に関する研修及び指導に関する業務

(4) 会員間の交流に関する業務

(5) 関係機関との連絡調整に関する業務

(6) センターの広報に関する業務

(7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務

（センターの業務日及び休業日）

第５条　センターの業務日は、次のとおりとする。

(1) 業務日は、毎週月曜日から金曜日まで

(2) 業務時間は、午前９時から午後５時まで

２　センターの休業日は、祝日及び12月28日から１月３日までとする。

３　前項の規定に関わらず、センターが必要と認めたときは、業務日を変更し、又は休業日を設けることができる。

（アドバイザー等）

第６条　援助活動を実施するため、センターにアドバイザーを配置する。

２　アドバイザーは、第４条に規定する業務に関する事務を処理する。

３　センターは、アドバイザーが援助活動を円滑に行うため必要があると認めるときは、一定の地域等を単位とする会員グループを設け、当該グループ内から地域リーダーを選任し、当該地域リーダーに当該グループ内の会員間の連絡、調整等及びアドバイザーの補佐を行わせることができる。

４　センターは、地域リーダーの活動に対し、センターが定める謝礼を支払う。

５　アドバイザー及び地域リーダーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会員の要件）

第７条　依頼会員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 小田原市内に在住し、又は在勤、在学等していること。

(2) 出産予定日前４週目に当たる日から出産の日を起算日として３か月を経過する日の前日までの期間（第１３条において「産前産後期間」という。）にある本人若しくは同居する親族又は生後３か月から小学６年生までの乳児、幼児若しくは児童（以下「こども」という。）と同居する親族であること。

２　支援会員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 小田原市内に在住し、又は在勤、在学等していること。

(2) 援助活動に関し、理解と熱意を有すること。

(3) 心身共に健康で積極的に援助活動を行うことができること。

(4) 過去にこどもに対する虐待や不適切な行為を行っていないこと。

３　依頼会員と支援会員は、これを兼ねることができる。

（会員の遵守事項）

第８条　会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 援助活動等を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。会員でなくなった後も同様とする。

(2) こどもに対する虐待や不適切な行為をしないこと。

(3) センター及び援助活動を政治活動、宗教の勧誘又は営利活動の目的で利用しないこと。

(4) センターの目的を理解し、誠実に援助活動を行うこと。

(5) 円滑な援助活動を行うため、センター又は会員からの連絡があった場合は、誠実に対応すること。

(6) 会員としての地位や身分を援助活動以外の目的で利用し、又はこれを誇示しないこと。

(7) 援助活動において相手方に過剰な負担がかからないよう十分に配慮すること。

(8) 無断で援助活動を取り消すなど、信頼関係を損なう行為をしないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的に反する行為や、相互の信頼関係を損なう行為をしないこと。

２　センターは、会員が前項各号に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対し必要な指導又は注意を行うことができる。

（入会）

第９条　センターに入会しようとする者は、所定の会員登録票等（依頼会員にあっては様式第１号、支援会員にあっては様式第２号及び様式第２号の１）を提出し、センターの承認を受けなければならない。

２　依頼会員は、入会に際して、センターの実施する説明を受けなければならない。

３　支援会員は、入会に際して、次条第１項に定める講習を受講しなければならない。

４　センターは第１項の承認を受けた会員に対し、小田原市ファミリー・サポート・センター会員証（依頼会員に対しては様式第３号、支援会員に対しては様式第４号。以下「会員証」という。）を交付する。

（支援会員の研修）

第１０条　支援会員は、センターが実施する救命講習、事故防止に関する講習、虐待防止に関する講習及びヤングケアラーに関する講習（以下「救命講習等」という。）を受講しなければならない。ただし、他の研修等において救命講習等と同等の内容を受講済みであり、センターが適当と認める場合は、この限りでない。

２　救命講習等は、少なくとも５年に１回受講しなければならない。

３　支援会員は、救命講習等のほか、預かり中のこどもの安全対策等のための研修を受講するよう努めなければならない。

（退会）

第１１条　会員が退会しようとするときは、退会届出書（様式第５号）をセンターに提

出するとともに会員証を返却しなければならない。

（会員登録の抹消）

第１２条　センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

(1) 依頼会員が第７条第１項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 支援会員が第７条第２項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(3) 故意、重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき。

(4) 援助活動に必要な適格性を欠くと市長が認めたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会員としてふさわしくない行為があったと市長が認めたとき。

（援助活動の内容）

第１３条　支援会員は、援助活動として次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 産前産後期間の依頼会員に対する家事支援

(2) 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校及びこれらに準ずる施設並びに放課後児童クラブ（以下「保育施設等」という。）の開始時間までのこどもの預かり

(3) 保育施設等の終了後のこどもの預かり

(4) 保育施設等までのこどもの送迎

(5) 冠婚葬祭や他のこどもの学校行事の際のこどもの預かり

(6) 買い物等外出の際のこどもの預かり

(7) 習い事の援助

(8) 前各号に掲げるもののほか、依頼会員の仕事と育児の両立等のために必要な援助

２　こどもを預かる場合は、会員の自宅又は地域子育て支援拠点等、こどもの安全が確保できる場所で行うこととし、会員間の合意により決定するものとする。

３　支援会員は、同一の時間帯に、複数の依頼会員に対する援助活動を行うことはできない。ただし、こどもの安全を確保することができるとセンターが認めたときは、この限りでない。

４　こどもの宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

（援助活動の実施）

第１４条　依頼会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対してその申込みを行うものとする。

２　依頼会員は、原則として前項により申込をした依頼内容以外の援助活動を求めてはならない。

３　依頼内容に変更が生ずる場合は、事前にセンターに連絡をしなければならない。

４　センターは、支援会員及び依頼会員が双方納得した上で援助活動を開始できるようにするため、事前打合せ票（様式第６号）により十分な打合せを行う。

５　支援会員は、センターからの依頼に基づき援助活動を行うとともに、援助活動終了後、援助活動報告書（様式第７号）を作成し、依頼会員の確認を受け、翌月５日までに、センターに提出しなければならない。

（援助活動の時間）

第１５条　援助活動は､原則として午前６時から午後１０時までの間に行うものとする。

（援助活動の利用料金等）

第１６条　援助を受けた依頼会員は、援助を行った支援会員に対して、援助活動に係る利用料金及び実費を速やかに支払うものとする。

２　利用料金の額、算定方法、援助活動の取消料、交通費その他実費に係る取扱いについては、別表に定めるとおりとする。

３　利用料金等の授受は、原則として援助活動終了後、速やかに会員間で行うものとする。ただし、特別な事情がある場合は、センターが仲介することができる。

（援助活動の時間の算定方法）

第１７条　援助活動の時間の算定方法は、３０分を基本単位とし、これを超える場合は、３０分ごとに算定するものとする。

２　援助活動に含まれる時間は、次のとおりとする。

(1) こどもを支援会員の自宅で預かる場合は、支援会員がこどもを預かった時から、依頼会員に引き渡す時まで

(2) 保育施設等への送迎を行う場合は、支援会員が自宅を出発した時から、こどもを引き渡した後、支援会員が自宅に到着する時まで

(3) こどもを支援会員の自宅以外で預かる場合は、こどもの預かり時間に、支援会員の移動時間を含める。

（事故等発生時の対応）

第１８条　会員は、援助活動中にこどもの事故その他緊急事態が発生したときは、こどもの安全確保を最優先に必要な措置を講ずるとともに、速やかにセンターへ報告しな

ければならない。

２　センターは、前項の報告を受けたときは、必要に応じて会員間の連絡及び調整を行い、事故等の円滑な解決に努めるとともに、事故等の発生状況及び対応内容を記録し、速やかに市へ報告しなければならない。

３　センターは、事故等の再発防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

（虐待が疑われる場合の対応）

第１９条　会員は、援助活動中にこどもに対する虐待又は虐待と疑われる事案を発見したときは、直ちにセンターへ報告しなければならない。

２　センターは、前項の報告を受けたときは、速やかに市又は児童相談所に通告するとともに、関係機関と連携して適切に対処するものとする。

（支援を必要とするこども等への対応）

第２０条　センターは、業務を通じて支援が必要なこども又は保護者を把握したときは、市に当該こども又は保護者に関する情報を共有し、必要に応じて支援の内容に関する協議を行うものとする。

（苦情及び意見等への対応）

第２１条　センターは、会員又は会員以外の者から、援助活動に関連して苦情その他の申出を受けたときは、必要な調査を行い、関係する会員に対し、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

（保険）

第２２条　センターは、援助活動中の事故に備えるための補償保険に加入する。

（公印）

第２３条　公印はセンター印とする。

２　前項の公印の名称、形式、書体及び寸法は、別表のとおりとする。

（その他）

第２４条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この会則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成２９年１１月２０日から施行する。

附　則

この会則は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則

この会則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、令和４年３月１日から施行する。

附　則

この会則は、令和７年３月１８日から施行する。

附　則

１　この会則は、令和９年１月１日から施行する。

２　この会則の施行日前に交付された会員証は、この会則により交付された会員証とみなす。

３　改正前の会則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第１６条、第２３条関係）

１　利用料金の基準

依頼会員が支援会員に支払う利用料金は、３０分につき次の額とする。

活動日	活動時間	利用料金
平　日	午前７時～午後７時	３５０円
	上記以外	４５０円
土曜日、日曜日、祝日	終日	４５０円
年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）	終日	４５０円

(1) 援助活動は原則として午前６時から午後１０時までの間に行うものとする。

(2) 援助活動の時間が３０分に満たない場合にあっても同額とする。

(3) 複数のこどもを預ける場合の２人目以降の利用料金は、表中の３０分当たりの利用料金に援助時間を乗じて得た金額の２分の１の額（１０円未満切捨て）とする。

２　取消料の基準

依頼会員が支援会員に支払う援助活動の取消料は、次のとおりとする。

取消しの内容		取消料
依頼予定日の前日までの取消し		無料
当日の取消し	活動予定時間が３０分を超える場合	１時間分の利用料金
	活動予定時間が３０分以下の場合	予定利用料金全額
無断取消し		予定利用料金全額
災害等のやむを得ない理由により援助活動を受けることができない場合の取消し		無料

３　その他費用

依頼会員は、援助活動に要した次の費用を支援会員に支払うものとする。

(1) こどもの送迎等に係る交通費

交通手段	料金

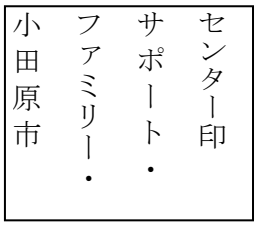
支援会員が自動車を利用した場合	３０円／ｋｍ ※１ｋｍ未満の端数があるときは、これを切り上げて計算するものとする。
支援会員が公共交通機関等を利用した場合	実費

(2) 支援会員が用意した飲食物、おむつ代等

内容	料金
食事代	３００円／１食
おやつ代	１００円／１食
おむつその他支援会員が援助活動に必要な物品を購入した場合	実費

4　公印

公印の名称	形式	書体	寸法
小田原市ファミリー・サポート・センター印	1	てん書体	方21ｍｍ



様式第１号（第９条関係）

会員番号

写真

依　頼　会　員　登　録　票

入会年月日：　　年　　月　　日

ふりがな		男・女	住所	〒
氏　名				
自宅℡：		FAX：		携帯℡：
生年月日	年　　月　　日	年齢		歳（登録時）
同居家族	配偶者　→　　有　・　無 こども　→　　人 その他　（　　） （　　）	職　業		１雇用労働者　→　フルタイム　・　パート ２自営業　（　　） ３無　職 ４その他　（　　）
自宅から最寄りの駅・バス停				（徒歩　　分）
本人の勤務先	名称 ℡			
連絡先		連絡先		

援助が必要なこども（ふりがな）	生年月日	保育園（幼稚園）名等	備　　考
男・女	・　・ （　　歳）		
男・女	・　・ （　　歳）		
男・女	・　・ （　　歳）		

事務局記入欄	特記事項

様式第２号（第９条関係）

会員番号

写真

支　援　会　員　登　録　票

入会年月日：　　年　　月　　日

ふりがな		男・女	住所	〒
氏　名				
自宅℡：		FAX：		携帯℡：
生年月日	年　　月　　日	年齢		歳（登録時）
同居家族	配偶者　→　　有　・　無 こども　　（　　）人 (年齢・性別) その他　（　　）	職　業		１雇用労働者　→　フルタイム　・　パート ２自営業　（　　） ３無　職 ４その他　（　　）
ペット				
自宅から最寄りの駅・バス停				（徒歩　　分）
資格・免許	1.自動車運転免許　2.保育士　3.幼稚園教諭　4.小・中・高校教諭 5.保健師　6.看護師　7.助産師　8.栄養士 9.介護関係資格〔　　〕 10.その他（ボランティア経験等）〔　　〕			
援助できる日時希望等				
自宅周辺の地図		事務局記入欄		

様式第２号の１（第９条関係）

小田原市長 様

宣　誓　書

私は、下記１から４のいずれの行為を行ったことがないことを確認し、将来においても行わないことを誓います。

また、支援会員登録後において下記事項を行った者であることが判明した場合には、当該会員登録の取消しをされても、異議の申立てを行いません。

記

１　身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

２　性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

３　ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

４　心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

年　　月　　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第３号（第９条関係）

会員番号	

小田原市ファミリー・サポート・センター会員証

（　依頼会員用　）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（生年月日　　年　　月　　日）

上記の者はファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。

交付日　　年　　月　　日

小田原市ファミリー・サポート・センター　　印

表　面

依頼会員としての注意事項

１　本会の活動の趣旨を理解し、会則を守ってください。
２　アドバイザー又は地域リーダーへの活動依頼のない援助活動については、補償保険は適用されません。
３　この会員証を紛失したとき、又は変更が生じたときは、直ちにセンター（アドバイザー）に連絡してください。
４　この会員証を他人に貸したり、譲渡したりしないでください。
５　退会するときは、必ず会員証をお返しください。

＜事務局＞
電話番号／住所

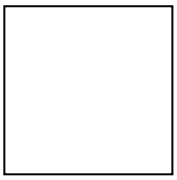
裏　面

様式第４号（第９条関係）

会員番号	

小田原市ファミリー・サポート・センター会員証

（　支援会員用　）



住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（生年月日　　年　　月　　日）

上記の者はファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。

交付日　　年　　月　　日

小田原市ファミリー・サポート・センター　　印

表　面

支援会員としての注意事項

１　本会の活動の趣旨を理解し、会則を守ってください。
２　援助活動中に事故等が発生したときは、速やかにアドバイザー又は地域リーダー及び依頼会員に連絡してください。
３　活動報告書は、翌月５日までにセンターへ提出してください。
４　センター（アドバイザー）から活動依頼のない援助活動については、補償保険は適用されません。
５　この会員証を紛失したとき、又は変更が生じたときは、直ちにセンター（アドバイザー）に連絡してください。
６　この会員証を他人に貸したり、譲渡したりしないでください。
７　退会するときは、必ず会員証をお返しください。

＜事務局＞
電話番号／住所

裏　面

様式第５号（第１１条関係）

退会届出書

年　　月　　日

小田原市ファミリー・サポート・センター　御中

小田原市ファミリー・サポート・センターの退会を届け出ます。

会　員　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区　　分　　支援会員　・　依頼会員

名前（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）

事務局記入欄

・会員証の返却　（　あり　・　なし　）

・その他

（　　）

様式第６号（第１４条関係）

小田原市ファミリー・サポート・センター事 前 打 合 せ 票

打合せ実施日時　　年　　月　　日　　時　　分　　アドバイザー氏名

依 頼 会 員		会員番号		支 援 会 員		会員番号	
氏　　名				氏　　名			
住　　所				住　　所			
自宅ＴＥＬ				自宅ＴＥＬ			
携帯ＴＥＬ				携帯ＴＥＬ			
緊急連絡先	氏　　名			緊急連絡先	氏　　名		
	電話番号				電話番号		
ふりがな				生年月日	年　　月　　日		
こどもの名前				年　　齢	歳　　ヵ月		
呼 び 名				血液型・平熱	型　・　　℃		
保育施設 学校等	名　　称			住　　所			
	電話番号			学 年 組		担 任	先生
かかりつけ医院	名　　称			電話番号			
依 頼 内 容							
食　　事 （あてはまる項目に○をつけてください）	食　　事	なし ・ 依頼会員用意 ・ 支援会員用意 （　　）					
	おやつ	なし ・ 依頼会員用意 ・ 支援会員用意 （　　）					
	哺　　乳	なし ・ ミルク （　　cc） ・ 母乳					
	離乳の完了	未 ・ 済					
	好き嫌い等						
アレルギー	無 ・ 有（種類：　　）						
健康面で注意してほしいこと							
伝えておきたいこと							
睡　　眠	午前　　時頃：午後　　時頃：寝る時必要な物（　　）						
好きな遊びなど							
排　　泄	・おむつ　　・トイレトレーニング中 ・トイレでできる （ 自分で ・ 手助けしてもらいながら ） ・１人でできないが、教える （ 教える表現：　　） ・その他 （　　）						
施設等との顔合せ	必要ない ・ 必要　　用意するもの（　　）						
チャイルドシート	必要ない ・ 必要　　（ 依頼会員用意 ・ 支援会員用意 ・ ファミサポより貸し出し ）						
その他特記事項							

様式第７号（第１４条関係）

小田原市ファミリー・サポート・センター　　**援助活動報告書**

	会員番号	住所	氏名	こどもの名前	こどもの年齢
依頼会員		〒 小田原市 TEL　（　）			歳

年・月・日	曜日	活動時間	時間数 利用料金	活動内容	交通費	その他	計	確認欄
		午前　午前 ：　～　： 午後　午後	時間　分 円		円	代 円	円	
		午前　午前 ：　～　： 午後　午後	時間　分 円		円	代 円	円	
		午前　午前 ：　～　： 午後　午後	時間　分 円		円	代 円	円	
		午前　午前 ：　～　： 午後　午後	時間　分 円		円	代 円	円	
		午前　午前 ：　～　： 午後　午後	時間　分 円		円	代 円	円	
計		活動日数　　日	円	備考	円	円	円	

支援会員	会員番号	氏名

上記のとおり報告します。